

障害者総合支援法における意思疎通支援事業等の 実施状況に関する調査研究

Status of Implementation of Communication Support Services under the Comprehensive Services and Supports for Persons with Disabilities Act

井村 保
Tamotsu IMURA

抄録：平成28年度より、地域生活支援事業実施要綱が改正され、市町村地域生活支援事業の必須事業としての意思疎通支援事業の対象者が拡大されたが、実施状況は不明である。そこで全国の全ての基礎自治体に対して、意思疎通支援事業等の実施状況を照会し、850件（48.8%）より回答を得た。従来からの事業においても、指定都市を含む市部での実施状況は高いが、町村部では未実施の場合もあることが確認できた。また、新規事業に関しては、実施はごく一部に限られていた。しかしながら、失語症向け意思疎通支援に関しては、町村部の実施割合が高くなっていった。他方、人材養成・派遣が進まない背景には、人材不足も原因という意見もあり、地域の実情に応じた都道府県を中心とした広域支援・連携や、カリキュラムでの段階的な支援者養成が必要であるほか、遠隔地では実情に応じて、ICT機器の活用を含めた人的支援と物的支援の補完関係の構築も今後の課題となる。

キーワード：意思疎通支援、障害者総合支援法、失語症、神経難病、発達障害

1. 研究背景

本邦の障害者福祉に関する施策は障害者の生活を総合的に支援する法律（通称：障害者総合支援法）に基づいて実施され、コミュニケーション支援に係る施策には、地域生活支援事業等において意思疎通の基本となる物的支援の日常生活用具給付事業や、人的支援の意思疎通支援事業がある。

日常生活用具給付事業は、2006（平成18）年10月の障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の二次施行時より、同事業と補装具費支給制度との間で対象種目の整理が行われ、事業主体である市町村の判断で新しいコミュニケーション機器や、地域の実情に即した適切な品目や基準額等での給付も可能になっている¹⁾。他方、補装具は、2018（平成30）年度より、省令で定める場合で、告示に定められた種目等については従来の購入に加えて借受けに要する費用の支給という選択が可能になった²⁾。

また、意思疎通支援事業は、コミュニケーション支援事業が前身であり、2016（平成28）年度より拡充・名称変更されたものである。旧のコミュニケーション支援事業では、手話通訳あるいは点訳・音訳を行う者の派遣又は養成のように、対象者が聴覚障害者や視覚障害者に限定されることも多くあった。しかし、改正された地域生

活支援事業実施要綱（平成28年3月30日）において、市町村の必須事業としての意思疎通支援事業において、「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることが明確化」がされ、これまで明確になっていなかった聴覚障害者や視覚障害者以外の障害者も、同事業の対象者であり、各自治体には支援の提供が求められることになった。この背景には、2015（平成27）年12月の社会保障審議会障害者部会における、施行3年後の見直しの報告書の指摘も踏まえたものといえる⁷⁾。

また、2016（平成28）年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）の施行により、障害のある人への合理的配慮が具体的に求められ⁴⁾、障害者のコミュニケーション支援も大きく変貌の時期を迎えたといえる。

このように、法制度の改正等にともない、新たな事業実施が可能になったとしても、新規事業が直ぐに実施されることは、先行してのモデルケースが実施されている自治体以外では極めて少ない。例えば、今般の意思疎通支援事業の中で実施可能となる「失語症者向け意思疎通支援者の養成事業」は、一部の自治体での独自事業から、モデルカリキュラムの作成・モデル事業を経て、2018（平成30）年度より、「専門性の高い意思疎通支援を行う者

の養成研修事業」(都道府県事業)に追加されている⁸⁾。このような具体的な方策の提示も大切であるが、それが直ぐに効果を表すことになるのかは不明である。

2. 目的

このような背景のもと、本調査では地域生活支援事業等における日常生活用具給付事業と意思疎通支援事業を中心に、各自治体のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況の照会を行い、従来型の例示されている施策と、それ以外の新しい施策の実施状況の比較等を行う。

本稿においては、これらの調査のうち、意思疎通支援事業等の人的支援に関する事業についての実施状況を整理・検討するとともに、制度の適用例に関する先進的事例を例示し、その拡充に必要な課題を明らかにすることを目的とする。

3. 方法

3.1 対象および調査方法

全国の全ての基礎自治体(1741市町村および東京都特別区)に対して、意思疎通支援に関わる地域生活支援事業(意思疎通支援事業および日常生活用具給付事業等)の実施状況を一括して照会した。

照会にあたっては、2017(平成29)年9月20日付で調査概要・結果の取り扱いに関する説明、回答用紙、返信用封筒(料金受取人払い)を同封して送付した。なお、回答上の便宜を図るために回答用紙はホームページからのダウンロードを可能とした。なお、10月30日を期限としたが、集計中に到着した回答も有効としている。

3.2 調査項目

質問項目については、「地域生活支援事業等の実施について」(障発0801002号:平成18年8月1日、改正:平成29年9月7日)を参考に、意思疎通支援事業等に関する事業等を選択した。(表1参照)

ここで、市町村事業では、具体的な例に加えて、新たな対象者についての対応状況や、広域連携、手話通訳者を設置する事業については遠隔手話通訳サービスでの対応等、通知の記載内容を最大限に利用することを想定した。

そして、各事業に対して実施方式として、「市町村単独の直轄で実施」「関連団体等に委託して実施」「他市町村と共同実施」「都道府県で実施」(実施状況の把握や紹介を想定)および、「検討中」「未実施」「その他(具体的に記入)」の選択肢を設けて確認した。

なお、これ以外に、日常生活用具給付事業に関する項目も照会しているが、本稿の対象範囲外であり、割愛する。

表1. 照会する地域生活支援事業等
(1) 市町村地域生活支援事業

[必須事業]
意思疎通支援事業 [事業内容] ・手話通訳者(手話通訳士、手話通訳者を含む)、要約筆記者を派遣する事業 ・手話通訳者を設置する事業 ・点訳、代筆、代読、音訳等による支援事業 (意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者との意思疎通を支援) [対象者] 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
日常生活用具給付事業(※本集計の対象外)
手話奉仕員養成研修事業
[任意事業]
奉仕員養成研修(点訳奉仕員、音訳奉仕員)
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

(2) 都道府県地域生活支援事業

[必須事業]
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、同・派遣事業(手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員)
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業(手話通訳者、要約筆記者)
[任意事業]
手話通訳者設置(福祉事務所等)
障害者ITサポートセンター運営
パソコンボランティア養成・派遣
奉仕員養成研修(手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員)

4. 結果

4.1 集計概要

送付した1741自治体のうち、850件(48.8%)より回答を得た。ただし、質問毎では未回答の場合もあり、各質問の回答総数が850件ではない。自治体規模別での回答状況は、表2に示す通り。ブロック別での回答状況は、表3に示す通り。なお、都道府県ごとの回答率については、最大:73.2%~最小:28.2%(標準偏差:0.1)であった。

なお、詳細な結果の一覧は付表1~4にまとめる。

表2. 自治体規模別回答状況

	総数	回答数	回答率
指定都市	20	10	50.00%
東京都特別区	23	22	95.70%
市	771	449	58.20%
町	744		
村	183	369	39.80%
合計	1741	850	48.80%

表3. ブロック別回答状況

	北海道・東北	関東・甲信越	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
指定都市	0	4	3	2	0	1	10
区	—	22	—	—	—	—	22
市	66	135	66	67	50	65	449
町村	122	71	40	32	41	63	369
合計	188	232	109	101	91	129	850

4.2 意思疎通支援事業（従来型の例示分）

「手話通訳者等の養成・派遣」は、指定都市・特別区に関してはいずれも100%の実施（委託等を含む）であったが、市部では養成：87.4%・派遣：98.4%、町村部では養成52.8%・派遣：88.4%となっていた。ここには、手話奉仕員の養成を含んで回答している場合もある。（後述の別事業として回答（全体で34件(4.0%)）は、ここに含まない。）

「要約筆記者等の養成・派遣」は、特別区での養成は23.8%にとどまる以外は、指定都市・特別区に関してはいずれも100%の実施（委託等を含む）が、市部では養成：57.1%・派遣：91.6%、町村部では養成26.3%・派遣：67.8%となっていた。

全体としては、手話通訳より要約筆記の実施割合が低く、養成割合は派遣割合を下回る。

また、自治体規模では都市部＞市部＞町村部の順で実施割合が低く、ブロック別では、北海道・東北、九州・沖縄での割合が低い。（付表1(1)）

4.3 意思疎通支援事業（新規の例示分）

手話通訳者の設置に替わる「遠隔手話通訳サービス」は指定都市40.0%、特別区15.0%、市部9.6%、町村部5.6%となっていた。ブロック別では大差なく、中国・四国が11.0%～九州・沖縄が6.7%であった。

専門性の高い意思疎通支援の1つとしての「盲ろう者向け通訳等の養成・派遣」は、指定都市ではいずれも100%の実施であるが、都道府県や共同実施としている場合もある。ブロック別では近畿での実施割合が高く（養成：44.4%・派遣：49.0%）、全体としては、養成の実施割合より派遣の実施割合が高い。

「失語症向け意思疎通支援者の養成・派遣」は全体としては、養成：3.2%・派遣：4.9%とどちらの実施割合もまだ低い。他のメニューとの違いとして、都市部より町村部の実施割合が高く、養成：4.6%・派遣：8.4%となっている。（付表1(2)）

4.4 意思疎通支援事業以外の事業等

都道府県事業である「障害者ITサポートセンターの運営」や「パソコンボランティアの養成・派遣」につい

ては、いずれも全体では8%台の実施となっており、特別区＞指定都市＞市部＞町村部の順に低くなっている。

ブロック別では、「障害者ITサポートセンター」は、関東・甲信越、中部の実施割合が高い。また、「パソコンボランティアの養成・派遣」は中国・四国の実施割合が高く、若干異なる。（付表1(3)）

4.5 意思疎通支援事業等（その他の自由記述等）

ここでは、小数意見等の紹介になるため、パーセンテージではなく、実数を添えてまとめる。（付表2）

「手話奉仕員の養成・派遣」は、養成：34件となっているが、従来メニューにおける「手話通訳者等」に含むとして回答していた自治体は、その他として回答していないためここには含まない。

同じ聴覚障害者が対象の「手話（要約筆記）奉仕員／要約筆記奉仕員」は併せて、養成：5件・派遣：1件のみ、「パソコン要約筆記者」は養成：4件・派遣なしであった。

視覚障害者を対象とするものでは、「点訳奉仕員」（養成：21件・派遣：3件）、「点訳・朗読（音訳）奉仕員（養成：13件・派遣：2件）、「朗読（音訳）奉仕員（養成：15件・派遣：1件）であり、一部では要綱に基づく奉仕員ではなく員やボランティアの名称を用いている場合もあった。

主として筋萎縮性側索硬化症等の神経筋疾患患者が対象の「重度障害者入院時コミュニケーション支援」は全体で23件の派遣実施はあるが、養成はない。

その他では、「代筆代読奉仕員」（養成：2件・派遣：4件）、「読み書き情報支援員」（養成：2件・派遣：なし）があったが、対象とする障害がどの程度拡大されたのかは確認できなかった。また、「知的障害者等意思疎通支援者」は養成：なし・派遣：1件であった。

4.6 今後の養成・派遣事業の拡大

現在できていない事業の拡大検討状況の確認において、実施中（具体的検討中）、検討中（具体的でなくても検討が必要と考える事業）を合わせると、例示した、神経筋疾患患者の意思確認の手段である「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」では、養成：58件・派遣：60件が、また、「意思伝達装置の調整・指導者の養成・派遣」では、養成：67件・派遣：68件が検討中であった。両者に共通して、町村部で検討中であるとの割合が高い。また、ブロック別では、養成については、北海道・東北、九州・沖縄で、派遣については、北海道・東北で高い。（付表3、4）

「知的障害者等意思疎通支援者派遣」、「代筆代読者の養成」、「同・派遣」、「失語症向け意思疎通支援者の派遣」、「盲ろう者向け通訳等派遣」、「点訳ボランティアの養成」、「音訳ボランティアの養成」や、具体的でないが今後他の自治体の状況等をふまえるなどして検討していくとさ

れたものは各1件あった。

また、従来型で都道府県や広域での実施例もある「手話通訳者の養成」、「同・派遣」や「手話奉仕員の養成」、「同・派遣」もいずれも1件であった。ここでは、離島(遠隔地)で、現状の都道府県をはじめとする広域対応だけでは対応できないので、基礎自治体でも自ら対応したいという注記もあった。

5. 考察

5.1 対象者別

① 手話通訳・要約筆記

手話通訳や要約筆記者等の養成・派遣とも、町村部等で実施割合が低くなっていること、養成に比べて派遣の割合が低いことから、都市部ではそれなりの人材の確保ができるが、地方部ではその確保が困難であると考えられる。特別区で要約筆記者等の養成割合が低かったが、実際は、東京手話通訳等派遣センターに共同委託で実施しており⁹⁾、特別区の担当者では委託実施であるという状況を十分に理解されていないことも考えられる。同様のことは他の自治体においても起こりうるものであり、担当者の理解不足がその普及の妨げになることも考えられる。

遠隔手話通訳サービスについて指定都市では実施割合が高く、町村部で低いことは、地方部では手話通訳者の不足も想定されるが、支所等が少ない(全て本庁対応)等の理由で必要性が低いことも考えられる。

また、手話通訳より要約筆記の方での実施割合が低いことは、人材の確保の問題もあるが、負担が大きい支援方法であるということもできる。「パソコン要約筆記者」の養成例があるのは、新しい方式の要約筆記を取り入れ、人材確保を検討しているものといえるがまだ十分ではないと考えられる。

② 失語症向け意思疎通支援

「失語症向け意思疎通支援者の派遣」は、手話通訳や要約筆記と傾向が異なり、町村部の実施割合が高くなっていた。これは失語症の原因の1つである脳梗塞等の脳血管疾患を発症しやすい高齢者の割合が⁶⁾、市部より高いことが関連しているといえる。

このような町村部では、手話通訳等の人材も不足していることから、ニーズはあっても対応が困難になることが想像できる。今般、養成カリキュラムがまとまるとともに⁸⁾、平成30年度から地域生活支援事業実施要綱において専門性の高い意思疎通支援の1つに明示されたことから、その普及状況を継続的に確認することで、今後の新規事業の拡大の可能性を伺うことにもつながる。

③ 難病患者との意思疎通支援

これは「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて」(平成28年6月28日障企発0628第1

号、障害保健福祉部企画課長通知)に基づき、入院中においても入院先医療機関と調整の上で、当該患者との意思疎通支援に精通したヘルパーを派遣できる制度である。この時に用いる手段の1つが口文字であり、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」が必要と想定できる。そうすると、専門性の高い意思疎通支援に位置づけることも考えられる。

しかし、当該患者との意思疎通支援に精通ということを考えてとき、スキルがあることも要求されるが、当該患者の特徴などを理解していることも重要である。そうすると、不特定多数の支援者の養成を行う必要性は、必ずしも高くはないと考えることもできる。その場合、医療職やヘルパー等のように、対象患者が関わる可能性が高い専門職・支援者において、口文字等の習得を含めて、介護・看護従事者に対しても、多様なコミュニケーションスキルの獲得の指導が必要になると考えられる^{3,5)}。

しかしながら、人材不足から人的支援にも限界があることは手話通訳や要約筆記の回答からも明らかであり、逐次的な支援ではなく、自律的に意思疎通が可能となる意思伝達装置の利用も検討しなければならない。ここで「意思伝達装置の調整・指導者の養成・派遣」に関する検討状況は、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」より若干多かったことから、その拡大に期待したい。しかし、これについても、それを専門とする人材の確保は、対象者が希少なことから困難であるといえ、身体評価を行う医療職や、装置を納入する事業者に対し、一定のスキルを求めるような講習から始めて、そのノウハウの普及を期待することが、現実的な方法と考えられる。

④ 発達障害・その他の意思疎通支援

これらについては、十分な回答が得られなかったが、代筆代読や読み書き情報支援のような内容は、視覚障害のみならず、読みが困難である発達障害(識字障害)、書きが困難である肢体不自由、発達障害(書字障害)などの活動制限にも適用できるともいえる。しかし、発達障害とされていても、そのものが身体障害や知的障害に該当しないことで、障害者を対象とする制度(事業)の対象から漏れてしまうことも懸念される。

また、知的障害者等意思疎通支援者は、自治体の委員会に知的障害者の参加を求める際に、その理解の補助や発言機会を保障するための支援を行うものであるとされていたことから、行政側における合理的配慮といえ、障害者差別解消法の趣旨もふまえて、既存の事業を拡充することも含めて検討していくことが重要と考えられる。

なお、これらが、十分に検討されていない背景としては、まだ新しい対象者であるため検討が開始されないこともあるといえるが、要綱の中では対象であるとされながらも具体的な適用範囲や内容が例示されていないことが要因の1つと考えられる。

5.2 対応状況の自治体差

今回の調査結果は、自治体規模別での比較と、ブロック別での比較を行った。ブロック別では、北海道・東北で町村部の割合が高く、関東・甲信越では町村部の割合が低いといった差があることから、自治体規模に応じた差をブロック別でも見られた。

全体的にみれば、町村部は既存事業である従来型の事業は実施している、新規事業はあまり実施していないことが多い。これは、人材が不足するというコメントが添えられている自治体もあったが、財政等も含めた自治体の体制構築状況の影響もあると考えられるため、具体的な例示や要綱等の参考資料がなければ判断に困惑していることも考えられる。

一般的に、町村部では都道府県内の市部を、市部は同一ブロック内の指定都市や中核市を参考にすることも多い。そのようなことから、ブロック単位でモデル事業を行って、波及につなげることも有効な手続きになると考えられる。

6. まとめ

意思疎通支援事業等（人的支援関係）は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚の各障害に加えて、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が対象になった。しかしながら、現状では、視覚、聴覚等の従来からの対象者に関するものが多い。新規対象については、まだ実施されている事業はごくわずかであり、考察に例示した先進的事例といえるものは、限定的な読み書き支援や、知的障害者等意思疎通支援等であった。

事業の拡充と普及の足掛かりとしては、2018（平成30）年度から地域生活支援事業実施要綱において専門性の高い意思疎通支援の1つに明示された失語症向け意思疎通支援のように、先行事例の発掘とモデル事業を通してのカリキュラム検討も有効といえる。そのうえで、事業の充実のためには、具体的な例示も必要であり、厚生労働省から発出される通知や事務連絡等で積極的に事業として実施を推奨していくことが望まれる。

しかしながら、人材養成については、町村部では人口減少や高齢からの人材不足対応も課題となり、都道府県を中心とした広域支援・連携や、手話通訳者と手話奉仕員の区分のようなカリキュラムでの段階的な支援者養成が必要である。また、離島や遠隔地では、地域の実情に応じて、遠隔手話通訳サービスを拡充させた携帯電話（スマートフォン）の動画通信を利用のようなICT機器の活用を含めた、人的支援を物的支援の補完関係の構築も今後の課題といえる。

参考・引用資料等

- 1) 井村保, 新しいコミュニケーション機器としてのIT/UD機器の活用における公的支給制度の諸問題の検討, 中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要, 15, 51-61, 2014
- 2) 井村保, 補装具費支給制度における借受け費の対応についての概要とその解釈, 日本義肢装具学会誌, 34(4), 318-325, 2018
- 3) 井村保(編), 神経筋疾患患者に対するコミュニケーション機器導入支援ガイドブック～ALSを中心とした支援にかかわる医療職のための基礎知識～, 2017
- 4) 近藤武夫, 合理的配慮の観点から見た機器利用の適格性判断について, 厚生労働省障害者対策総合研究事業, 音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究班, 平成26年度研究報告書, p.105-108, 2015
- 5) Narita Y, Kato M, Nishii N, et al.: Clinical desires to catch signals of human expression –assisting communication of severely disabled patients with neurodegenerative disorders, International Journal of Affective Engineering, 4, Online (DOI: 10.5057/isase.2018-C000009), 2018
- 6) (一社) 日本脳神経外科学会, 脳梗塞って何?, <http://square.umin.ac.jp/neuroinf/medical/105.html> (accessed 12th September, 2018)
- 7) 社会保障審議会障害者部会, 障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～, 2015
- 8) 立石雅子, 失語症者向け意思疎通支援事業への日本語聴覚士協会の取り組み, 地域リハビリテーション, 13(2), 119-122, 2018
- 9) 東京手話通訳等派遣センターの概要, <http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp/about/> (accessed 12th September, 2018)

付記

本研究は、厚生労働科学研究費障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法に関する研究（H28-身体・知的一般-009、研究代表者：橘とも子）の一部として実施した。本論文は、その研究報告書の一部を抜粋して追加分析し、加筆・修正したものである。

付表1. 意思疎通支援事業等の実施状況
(1) 意思疎通支援事業(従来の例示分)

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	1	8	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	5	15	0	0	2	22	0	0	0	22	100.0%
市	57	180	44	70	38	389	3	52	1	445	87.4%
町村	14	6	65	44	5	189	6	162	1	388	52.8%
合計	77	264	109	114	46	610	9	214	2	835	73.1%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	21	26	19	21	4	93	1	89	0	183	50.8%
関東・甲信越	23	87	26	33	10	179	3	46	1	229	78.2%
中部	7	36	19	18	10	90	0	18	0	108	83.3%
近畿	11	21	13	13	11	75	4	19	0	98	76.5%
中国・四国	6	33	10	19	7	75	0	15	0	90	83.3%
九州・沖縄	9	53	22	10	4	98	1	27	1	127	77.2%
合計	77	264	109	114	46	610	9	214	2	835	73.1%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	4	6	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	3	16	0	0	3	22	0	0	0	22	100.0%
市	179	207	6	7	32	431	0	6	1	438	98.4%
町村	75	203	14	14	6	312	1	39	1	353	88.4%
合計	261	432	20	21	41	775	1	45	2	823	94.2%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	48	101	6	8	5	168	1	14	1	184	91.3%
関東・甲信越	69	125	3	4	13	214	0	7	0	221	96.8%
中部	50	48	1	1	4	104	0	5	0	109	95.4%
近畿	46	38	3	1	9	97	0	1	0	98	99.0%
中国・四国	17	50	5	6	7	85	0	2	0	87	97.7%
九州・沖縄	31	70	2	1	3	107	0	16	1	124	86.3%
合計	261	432	20	21	41	775	1	45	2	823	94.2%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	2	8	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	1	0	4	5	10	0	15	1	21	23.8%
市	17	84	15	122	12	250	3	184	1	438	57.1%
町村	4	24	12	49	3	92	4	253	1	350	26.3%
合計	23	117	27	175	15	357	7	452	3	819	43.6%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	9	11	9	24	0	53	1	130	0	184	28.8%
関東・甲信越	4	39	5	52	3	103	3	114	1	221	46.6%
中部	4	8	1	30	1	44	0	63	0	107	41.1%
近畿	3	15	6	25	6	57	2	39	0	98	58.2%
中国・四国	1	22	3	25	4	55	0	31	0	86	64.0%
九州・沖縄	2	22	1	19	1	45	1	75	2	123	36.6%
合計	23	117	27	175	15	357	7	452	3	819	43.6%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	4	6	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	20	0	1	0	21	0	0	0	21	100.0%
市	144	217	6	15	19	401	3	34	0	438	91.6%
町村	50	162	7	13	4	236	4	107	1	348	67.8%
合計	198	405	13	29	23	668	7	141	1	817	81.8%

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	36	71	3	6	2	118	1	61	0	180	65.6%
関東・甲信越	51	136	1	10	4	202	1	18	0	221	91.4%
中部	40	47	0	2	2	91	4	14	0	109	83.5%
近畿	38	43	3	1	6	91	0	7	0	98	92.9%
中国・四国	15	48	5	5	8	82	0	6	0	88	93.2%
九州・沖縄	18	59	1	5	1	84	1	35	1	121	69.4%
合計	198	405	13	29	23	668	7	141	1	817	81.8%

(2) 意思疎通支援事業(新規の例示分)

遠隔手話通訳サービス

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
指定都市	1	0	1	1	4	1	5	0	10	40.0%	
特別区	2	0	0	0	3	1	16	0	20	15.0%	
市	21	12	0	7	40	19	356	0	415	9.6%	
町村	3	10	1	5	0	19	320	1	341	5.6%	
合計	27	24	1	13	1	66	22	697	1	786	8.4%

遠隔手話通訳サービス

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
北海道・東北	6	7	0	0	14	3	157	0	174	8.0%	
関東・甲信越	8	3	0	7	0	18	184	0	209	8.6%	
中部	5	3	0	0	1	9	88	0	103	8.7%	
近畿	5	3	0	0	0	8	86	0	98	8.2%	
中国・四国	1	5	0	3	0	9	72	0	82	11.0%	
九州・沖縄	2	3	0	3	0	8	110	1	120	6.7%	
合計	27	24	1	13	1	66	22	697	1	786	8.4%

盲ろう者向け通訳等の養成

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
指定都市	0	4	3	2	1	10	0	0	10	100.0%	
特別区	0	0	0	4	0	4	17	0	21	19.0%	
市	0	13	8	115	4	140	2	286	1	429	32.6%
町村	2	3	0	33	0	38	1	312	1	352	10.8%
合計	2	20	11	154	5	192	3	615	2	812	23.6%

盲ろう者向け通訳等の養成

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
北海道・東北	1	3	0	23	0	27	2	153	0	182	14.8%
関東・甲信越	0	3	6	42	1	52	0	166	1	219	23.7%
中部	0	2	1	20	1	24	0	83	0	107	22.4%
近畿	0	3	4	36	1	44	1	54	0	99	44.4%
中国・四国	0	3	0	18	1	22	0	61	0	83	26.5%
九州・沖縄	1	6	0	15	1	23	0	98	1	122	18.9%
合計	2	20	11	154	5	192	3	615	2	812	23.6%

盲ろう者向け通訳等の派遣

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
指定都市	0	4	3	2	1	10	0	0	10	100.0%	
特別区	0	2	0	3	0	5	14	0	19	26.3%	
市	7	21	7	94	4	136	3	275	1	415	32.8%
町村	6	18	1	29	1	55	3	276	1	335	16.4%
合計	13	48	11	128	6	206	6	565	2	779	26.4%

盲ろう者向け通訳等の派遣

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
北海道・東北	2	10	1	20	1	34	4	137	0	175	19.4%
関東・甲信越	5	9	5	35	0	54	1	148	1	204	26.5%
中部	1	6	1	15	1	24	0	83	0	107	22.4%
近畿	2	11	4	27	3	47	1	48	0	96	49.0%
中国・四国	0	3	0	18	0	21	0	59	0	80	26.3%
九州・沖縄	3	9	0	13	1	26	0	90	1	117	22.2%
合計	13	48	11	128	6	206	6	565	2	779	26.4%

失語症者向け意思疎通支援者の養成

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
指定都市	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%	
特別区	1	1	0	0	2	0	17	0	19	10.5%	
市	1	3	0	4	0	8	7	407	1	423	1.9%
町村	2	2	1	11	0	16	1	332	1	350	4.6%
合計	4	6	1	15	0	26	8	765	2	801	3.2%

失語症者向け意思疎通支援者の養成

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	1	1	1	2	5	2	174	0	181	2.8%
関東・甲信越	2	3	0	4	9	3	204	1	217	4.1%
中部	0	1	0	5	6	0	97	0	103	5.8%
近畿	0	0	0	3	3	2	91	0	96	3.1%
中国・四国	1	0	0	1	1	1	82	0	84	1.2%
九州・沖縄	0	1	0	1	2	0	117	1	120	1.7%
合計	4	6	1	15	26	8	765	2	801	3.2%

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
指定都市	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%	
特別区	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0.0%	
市	3	6	0	1	10	7	391	0	408	2.5%	
町村	6	14	1	6	1	28	2	301	1	332	8.4%
合計	9	20	1	7	1	38	9	720	1	768	4.9%

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】	
北海道・東北	4	9	1	2	0	16	3	155	0	174	9.2%
関東・甲信越	4	4	0	3	0	11	3	189	0	203	5.4%
中部	0	1	0	0	0	1	0	103	0	104	1.0%
近畿	0	1	0	1	1	3	2	87	0	92	3.3%
中国・四国	1	1	0	0	0	2	1	77	0	80	2.5%
九州・沖縄	0	4	0	1	0	5	0	109	1	115	4.3%
合計	9	20	1	7	1	38	9	720	1	768	4.9%

(3) 意思疎通支援事業以外の例示分

障害者ITサポートセンター

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	2	0	0	0	2	0	7	0	9	22.2%
特別区	0	0	0	5	0	5	0	15	0	20	25.0%
市	0	2	41	383	2	43	2	388	0	428	10.0%
町村	0	2	18	338	1	359	1	338	1	359	5.6%
合計	0	6	64	743	2	70	2	743	1	816	8.6%

障害者ITサポートセンター

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	1	1	10	11	1	11	1	171	0	183	6.0%
関東・甲信越	2	2	29	31	1	31	1	188	0	220	14.1%
中部	2	2	11	13	0	13	0	91	0	104	12.5%
近畿	1	4	4	5	0	9	0	94	0	99	5.1%
中国・四国	0	0	5	5	0	5	0	80	0	85	5.9%
九州・沖縄	0	0	5	5	0	5	0	119	1	125	4.0%
合計	6	6	64	70	2	70	2	743	1	816	8.6%

パソコンボランティア養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	1	0	1	0	1	0	8	0	9	11.1%
特別区	0	1	2	3	0	3	0	16	0	19	15.8%
市	2	3	36	41	3	43	3	384	2	430	9.5%
町村	0	1	20	21	0	21	0	336	2	359	5.8%
合計	2	6	58	66	3	66	3	744	4	817	8.1%

パソコンボランティア養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	1	12	13	2	16	2	166	2	183	7.1%
関東・甲信越	1	3	17	21	0	21	0	198	1	220	9.5%
中部	0	2	4	6	1	9	0	98	0	105	5.7%
近畿	0	0	7	7	0	7	0	91	0	98	7.1%
中国・四国	0	0	11	11	0	11	0	75	0	86	12.8%
九州・沖縄	1	0	7	8	0	8	0	116	1	125	6.4%
合計	2	6	58	66	3	66	3	744	4	817	8.1%

パソコンボランティア派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	1	0	0	1	0	1	0	16	0	17	5.9%
市	0	2	31	33	2	35	2	359	3	397	8.3%
町村	0	1	14	15	0	15	0	315	2	332	4.5%
合計	1	3	45	49	2	49	2	699	5	755	6.5%

パソコンボランティア派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	2	7	9	2	11	2	157	2	170	5.3%
関東・甲信越	1	0	12	13	0	13	0	184	2	199	6.5%
中部	0	1	4	5	0	5	0	94	0	99	5.1%
近畿	0	0	6	6	0	6	0	87	0	93	6.5%
中国・四国	0	0	12	12	0	12	0	69	0	81	14.8%
九州・沖縄	0	0	4	4	0	4	0	108	1	113	3.5%
合計	1	3	45	49	2	49	2	699	5	755	6.5%

付表2. 意思疎通支援事業等の実施状況(主な自由記述)

	養成	派遣
手話奉仕員	34	9
手話(要約筆記)奉仕員	1	0
要約筆記奉仕員	4	1
パソコン要約筆記	4	0
点訳奉仕員	21	3
点訳・朗読(音訳)奉仕員	13	2
朗読(音訳)奉仕員・ボランティア	15	2
入院時コミュニケーション支援	0	23
代筆代読奉仕員(員、サポート)	2	4
読み書き情報支援者	2	0
知的障害者等意思疎通支援者	0	1
(提示項目の「手話通訳等」での回答も多数あり)		
1市		
養成・派遣の両方実施は1町、養成のみ2市		
4市		
養成・派遣の両方実施は2市1町、養成のみ18市		
10市3町で養成(依頼があれば派遣検討、録音物を送付が各1市)		
養成・派遣の両方実施は1市1町、養成のみ13市		
1指定都市、19市、3町		
養成・派遣の両方実施は1市、養成のみ1市、派遣のみ3市		
2市(うち、1市は職員と市民(一定条件あり)対象に実施)		
1市(派遣のみの事業)		
要約筆記を手話通訳に読み替えて対応している可能性あり		
重複していないので、同一事業と推測		
重複していないので、同一事業と推測		

付表3. 意思疎通支援事業等の拡大検討状況

	口文字等の読み取りを行う支援者の養成									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
北海道・東北	0	5	1	6	12	1	160	0	173	6.9%
関東・甲信越	1	1	2	4	8	12	191	1	212	3.8%
中部	0	0	3	3	6	0	97	0	103	5.8%
近畿	0	1	0	2	3	4	86	0	93	3.2%
中国・四国	0	0	2	2	2	1	78	0	81	2.5%
九州・沖縄	2	2	1	3	8	1	108	1	118	6.8%
合計	3	9	7	20	39	19	720	2	780	5.0%

	口文字等の読み取りを行う支援者の養成									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	1	0	0	0	1	0	16	1	18	5.6%
市	2	2	1	12	17	8	387	0	412	4.1%
町村	0	7	6	8	21	11	309	1	342	6.1%
合計	3	9	7	20	39	19	720	2	780	5.0%

	口文字等の読み取りを行う支援者の派遣									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
北海道・東北	0	11	0	6	17	3	141	0	161	10.6%
関東・甲信越	1	1	1	4	7	12	169	0	188	3.7%
中部	0	1	2	1	5	0	91	0	96	5.2%
近畿	1	1	0	0	2	4	78	0	84	2.4%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	74	0	77	2.6%
九州・沖縄	1	2	0	3	6	1	98	1	106	5.7%
合計	3	16	3	16	39	21	651	1	712	5.5%

	口文字等の読み取りを行う支援者の派遣									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	1	0	0	0	1	0	13	0	14	7.1%
市	1	1	1	9	13	9	354	0	376	3.5%
町村	1	15	2	7	25	12	276	1	314	8.0%
合計	3	16	3	16	39	21	651	1	712	5.5%

	意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
北海道・東北	0	5	1	8	14	1	159	1	175	8.0%
関東・甲信越	0	0	2	5	7	16	189	1	213	3.3%
中部	0	0	2	3	5	1	97	0	103	4.9%
近畿	1	2	0	1	4	5	84	0	93	4.3%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	77	0	80	2.5%
九州・沖縄	4	1	1	3	9	2	107	2	120	7.5%
合計	5	8	6	22	41	26	713	4	784	5.2%

	意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	3	1	1	13	18	13	380	3	414	4.3%
市	2	7	5	9	23	12	307	1	343	6.7%
町村	5	8	6	22	41	26	713	4	784	5.2%

	意思伝達装置等の機器の調整・指導者の派遣									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
北海道・東北	0	10	0	11	21	3	138	1	163	12.9%
関東・甲信越	0	1	1	4	6	14	167	0	187	3.2%
中部	0	0	2	1	4	1	91	0	96	4.2%
近畿	1	2	0	1	4	4	75	0	83	4.8%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	73	0	76	2.6%
九州・沖縄	2	1	0	3	6	2	98	1	107	5.6%
合計	3	14	3	22	43	25	642	2	712	6.0%

	意思伝達装置等の機器の調整・指導者の派遣									
	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0.0%
市	1	1	1	12	16	11	348	1	376	4.3%
町村	2	13	2	10	27	14	272	1	314	8.6%
合計	3	14	3	22	43	25	642	2	712	6.0%

※ 実施中は、具体的検討中。検討中は、具体的になくても検討が必要と考えている。

付表4. 意思疎通支援事業等の拡大検討状況(主な自由記述)

	養成	派遣
知的障害者の意思疎通を支援する介助者	0	1
盲ろう者向け通訳	0	1
失語症者向け支援者	0	1
代筆代読支援者	1	1
手話通訳者	2	1
手話兼任員	1	0
点訳ボランティア、音訳ボランティア	1	0
		1区
		1市が委託実施を検討中
		1市が詳細未定で検討中
		1市が詳細未定で検討中
		1町が養成・派遣の委託実施を検討中、1町が他の市町との共同養成を検討中
		1市が委託実施を検討中
		1区が社会福祉協議会で実施と回答

Status of Implementation of Communication Support Services under the Comprehensive Services and Supports for Persons with Disabilities Act

Tamotsu IMURA

Abstract : Ministry of Health, Labour and Welfare revised the outline of community living support services in FY 2016, and the category of communication support services to be provided as mandatory services by local governments was expanded. However, the status of implementation of these changes is unknown. Data on the implementation status were collected from representatives of all local governments (n=1741); responses were received from 850 respondents (48.8%). The implementation of existing services was high in cities (including cabinet order designated cities), but it was low in towns/villages. The implementation of new services was limited to some basic local governments, with higher implementation in cities rather than towns/villages. However, the implementation of communication support services for aphasia was higher in towns/villages. Considering the lack of human resources training and dispatch in support services, participants reported that the poor implementation of the services could be attributed to the shortage of talented professionals. Thus, the implementation of communication support services could be facilitated by support from prefectural governments to improve cooperation among local governments. There is a need to develop human resources by developing a standard training curriculum. It is also important to develop complementary support system relationships between human support and assistive devices/products, including the utilization of ICT equipment, to compensate for the shortage of talented professionals in remote areas.

Keywords : Communication Support Service, Act on Comprehensive Services and Supports for Persons with Disabilities, Aphasia, Intractable Neurological Disease, Developmental Disorders